

高知工業高等専門学校 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）における数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下「本教育プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修対象者)

第2条 本教育プログラムは、本校本科学生（以下「学生」という。）を対象とし、科目等履修生及び特別聴講学生は除くものとする。

(学習・教育目標)

第3条 本教育プログラムは、学生の数理・データサイエンス・AIへの理解を深め、それを活用して課題を解決するための実践的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AIに関する応用的な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目標とする。

(応用基礎レベルの履修科目等)

第4条 本教育プログラムの応用基礎レベルの対象科目は、別表に定めるとおりとする。

(応用基礎レベルの修了要件)

第5条 校長は、前条に規定する対象科目をすべて修得した者について、本教育プログラムの応用基礎レベルの修了を認定する。

2 前項の修了の認定は、教務主事の報告に基づき校長が行う。

3 教務主事は校長への報告にあたり、教務委員会において本教育プログラムの修了認定について審議する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和3年度の第1年次に入学した者から適する。

高知工業高等専門学校

数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの応用基礎レベルに関する対象科目

(令和3年度入学生以降)

学科	本教育プログラムの応用基礎レベルに関する対象科目
ソーシャルデザイン工学科	数学活用 情報処理 プログラミング基礎 AI 実践